

新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、間伐を実施する林業経営者の費用負担を軽減することにより、市内森林における間伐促進と林業経営の安定および市内を中心とした市産材の供給拡大を図ることを目的とし、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付等)

第2条 市内の森林（地域森林計画対象民有林）で伐採した間伐材を、森林所有者である林業経営体等又は森林所有者から委託を受けた市内の林業経営体等が原木市場、製材加工施設へ運搬した場合の経費の一部を予算の定める範囲内において補助するものとする。ただし、公益財団法人豊川水源基金等が実施する本事業同様の補助事業による間伐材、公共事業の支障木及び公共補償等される支障木、木材取扱業者による立木買取りの間伐材は除く。

(補助金の交付対象者、補助対象経費、補助率及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象者、補助金の対象事業費、補助率及び交付要件は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、当該年度の間伐計画を定めるにあたり、新城市間伐材運搬事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、毎年度9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、交付申請書の提出までに着手した部分について、交付決定がなされなかった場合は、当該経費は申請者の負担によるものとする。

- (1) 運搬先別内訳書
- (2) 位置図
- (3) 林業経営体の登記事項証明書の写し又は団体の規約の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市間伐材運搬事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

（変更等の申請）

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、申請の内容を変更しようとするとき（交付の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合を除く。）は、あらかじめ、新城市間伐材運搬事業補助金変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは新城市間伐材運搬事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により、同項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市間伐材運搬事業補助金交付変更決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、補助事業を完了したときは、完了日から起算して、20日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、新城市間伐材運搬事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

ただし、交付申請書、変更承認申請書の提出にあたり添付書類として提出したものと同一の書類については、添付を省略することができる。

(1) 森林経営計画の認定を受けたことを証する書類の写し（市内の森林で森林経営計画を樹立している者の場合のみ）。ただし、新城市長より森林経営計画の認定を受けている場合は添付を省略することができる。

(2) 補助を受けて間伐を行ったことを証する書類の写し（市内の森林で国、県又は市から補助を受けて間伐を行っている者の場合のみ）。ただし、当該補助が

新城市長によるものであり、かつ既に補助金の交付が確定しているものは添付を省略することができる。

- (3) 運搬先が発行した、間伐材の数量が分かる資料の写し（清算明細書等）
- (4) 間伐に際して必要となる届出書類の写し（伐採及び伐採後の造林の届出書、保安林内間伐届出書等）。ただし、当該届出書類の提出先が新城市長であるものであり、かつ既に提出を行っているものは添付を省略することができる。
- (5) 伐採について、森林所有者の同意が確認できる書類の写し。ただし、上記(1)、(2)又は(4)に掲げる書類の添付資料として新城市長に提出した場合は、添付を省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査した上で必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市間伐材運搬事業補助金交付確定通知書（様式第8）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の額が確定した後に行うものとする。

2 補助事業者が補助金の交付を請求するときは、交付確定後15日以内に新城市間伐材運搬事業補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。
- (4) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) 補助事業者が事業を中止したとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、新城市間伐材運搬事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 補助対象者 | 補助金の対象事業費 (補助基本額) | 補助率 | 交付要件 |
|--|---|--|---|
| <p>以下の条件のいずれかを満たす林業経営体又は団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の森林で森林経営計画を樹立し、かつ当該計画に基づき間伐を行う者 ・市内の森林で国、県又は市から補助を受けて間伐を行う者 | <p>市内の森林から原木市場、製材加工施設（補助を受けようとする林業経営体又は団体が運営する中間土場や加工施設等を除く）まで事業期間内に運搬された間伐材の量（小数点以下切り捨て）に1立方メートル当たり2,700円を乗じた額</p> | <p>① 市内の林業経営体又は団体が市内へ運搬する場合にあっては、補助対象事業費の2分の1以内</p> <p>② 市内の林業経営体又は団体が市内へ運搬する場合は、もしくは市外に運搬する場合は、市内に運搬する場合には、補助対象事業費の3分の1以内</p> <p>③ 市外の林業経営体又は団体が市外へ運搬する場合にあっては、補助対象事業費の4分の1以内</p> | <p>補助金は、毎年度9月末日までに申請のあったものを対象とし、補助対象者毎の年度上限量を3,000㎡とする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>なお、間伐の実施にあたっては、対象森林に応じた必要となる届出等を行うこと。</p> |

様式第 1 (第 4 条関係)

新城市間伐材運搬事業補助金交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者

住所

氏名

連絡先

年度新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業の施行期間
- 3 補助金交付申請額
- 4 補助金交付申請額の算出方法
- 5 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 6 添付書類

運搬先別内訳書

| 番号 | ①運搬先 (施設名及び所在地) | ②森林経営計画認定番号 又は補助事業名称 | ③森林の 所在 (大字・ 小字・地 番) | ④運搬 材積 | ⑤補助 申請額 |
|----|--------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------|------------|
| 1 | | | | m ³ | 円 |
| 2 | | | | m ³ | 円 |
| 3 | | | | m ³ | 円 |
| 4 | | | | m ³ | 円 |
| 5 | | | | m ³ | 円 |
| 6 | | | | m ³ | 円 |
| 7 | | | | m ³ | 円 |
| 8 | | | | m ³ | 円 |
| 9 | | | | m ³ | 円 |
| 10 | | | | m ³ | 円 |
| 総計 | | | | m ³ | 円 |

※上記①及び②がともに同一の森林にあっては、同一の行に記載すること。

※各行の補助申請額は、材積数の合計（小数点以下切捨て）に補助基本額 1 m³当たり
2,700円を乗じた額に補助率を乗じた額を記載すること。

様式第 2（第 5 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

新城市間伐材運搬事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの新城市間伐材運搬事業補助金の交付の申請について、新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業に要する経費
- 3 補助金の交付決定額
- 4 交付の条件

様式第3（第6条関係）

新城市間伐材運搬事業補助金変更承認申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
団体名
代表者名
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました 年度新城市間伐材運搬事業補助金について次のとおり計画を変更したいので、新城市間伐材運搬事業補助金交付要綱第 条の規定により承認されたく申請します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 計画変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

様式第 4（第 6 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

新城市間伐材運搬事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けの 年度新城市間伐材運搬事業補助金計画変更承認申請につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することにしましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 交付決定の変更の内容
- 3 交付決定の変更の理由
- 4 補助金の交付決定額
- 5 交付の条件

様式第5（第7条関係）

新城市間伐材運搬事業補助金実績報告書

年 月 日

新城市長

報告者

住所

団体名

代表者名

連絡先

年 月 日付け指令 第 号で通知のありました新城市間伐材運搬事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業の施行期間
- 3 補助金交付申請額
- 4 補助金交付申請額の算出方法
- 5 添付書類

様式第6（第9条関係）

新城市間伐材運搬事業補助金交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者
住所
団体名
代表者名 印
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で確定の通知がありました新城市間伐材運搬事業補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付請求額
金 円
- 3 交付の方法（振込先等）

*振込先

| | | | |
|-------------------|-------|------|--|
| 金融機関名 (支店名も記入) | | | |
| (フリガナ) 口座名義人 | | | |
| 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |

様式第7（第6条、第10条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

新城市間伐材運搬事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した新城市間伐材運搬事業補助金の交付決定につきましては、次のとおり取り消しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 取消決定の内容
- 3 取消決定の理由

様式第 8 (第 8 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

新城市間伐材運搬事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のありました補助事業につきまして、次のとおり新城市間伐材運搬事業補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助金の交付確定額
- 4 備考